

## 山形県と日本郵便株式会社との包括的連携協定書

山形県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、「やまがた創生」に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること
- (2) 地域活性化に関すること
- (3) 環境保全に関すること
- (4) 観光振興・山形県産品の販路拡大に関すること
- (5) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (6) 結婚・子育て支援に関すること
- (7) 県政広報に関すること
- (8) その他、「やまがた創生」に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月27日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事

吉村 美栄子

乙：東京都千代田区大手町二丁目3番1号  
大手町プレイスウエストタワー  
日本郵便株式会社  
取締役会長

高橋 亨